

2月23日(火)午後1時30分

控訴審第一回口頭弁論 広島高裁にて

来日の原告たち

朴頭理 (パク トウリ) さん

元「慰安婦」 ソウル郊外、ナヌムの家在住

柳 T (ユ T) さん

元女子勤労挺身隊 (富山・不二越工場) 釜山在住

朴 SO (パク SO) さん

元女子勤労挺身隊 (富山・不二越工場)

当日、朴頭理さんと、朴 SO さんが
意見陳述をします。

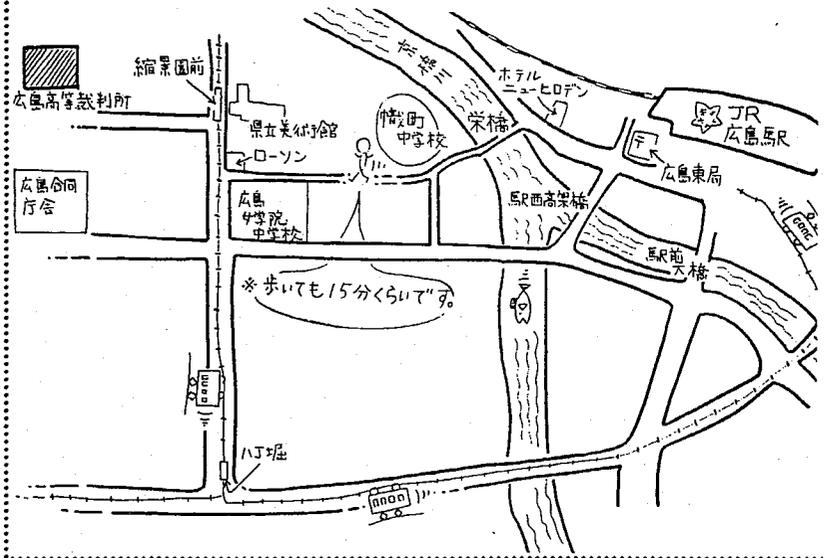
なお「ナヌムの家」のヘシン僧が
付き添って来られます

多数の傍聴をお願いします。

福岡からは、新幹線と車と二手の交通手段に別れて
広島に行きます。

(詳しくは、最後のページの案内をご覧ください。)

傍聴にいかれる方は、新幹線の回数券や車の手配などがあります
ので、早めに連絡をお願いします。



関釜裁判ニュース

1999年1月31日 100頁

第26号

釜山「従軍慰安婦」
女子勤労挺身隊
公式謝罪等請求事件

戦後責任を問う
関釜裁判を支援する会

関釜裁判とは、一九九二年十二月二十五日以来三次にわたり、韓国釜山市などの元「従軍慰安婦」と元女子勤労挺身隊の十人が、山口地裁下関支部に、日本国の国会並びに国連総会での公式謝罪と賠償を求め、国を相手に提起した裁判である。

希望を持って裁判に

臨みます

朴SO

裁判に行く前に日本政府と裁判官に申し上げます。

簡単に私の紹介をしたいと思います。私はパクSO（朴SO）と言います。生活するところは大韓民国のソウルです。

がんぜなく幼い少女時代、今振り返ってみると遙かな昔のことですが、その時、日本は韓国を内鮮一体としていましたので、幼い私は国のためにおじけもなく家族を捨てて日本のために勤労挺身隊の第一陣で出発しました。学校で習った通り、日本のことばしか聞くことができない不慣れた日本の国で、私は日本の天皇のために一生懸命働きました。

その結果が、何のいい結果も得られなかった関釜裁判を六年間もやって、さらにまた高等裁判をしなければならぬことになりました。しかし、幼か

った時代に苦勞して働いた勤勞の賃金を受け取るという希望を持って、私は七十歳の病んだ体で高等裁判に臨むために、再び日本に行きます。

日本政府と裁判官は私たちをみんな同じ人間として見てください。国籍は違いますが、人は皆創造主がくださった平等な人間であると思いますので、いい判決を下さることを祈りながら、希望を持って裁判に臨みます。

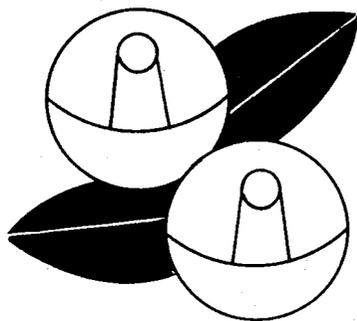
十三歳の時、幼い紅葉のような手で日本のために労働をしましたので、いい判決を期待しながら二月の裁判までソウルにいます。

一九九九年一月一八日

（許明子 記）



1993年9月6日 第1回口頭弁論後の報告集会
左から朴SOさん、朴SOさん、朴頭理さん、河順女さん



「関釜裁判を支える福山連絡会」

をよろしく

都築 寿美枝

昨年一二月八日、関釜裁判を支える福山連絡会が発足しました。この日は五七年前、日本が太平洋戦争に突入していった日でもあります。花房俊雄さんから広島での支援態勢をと、お話を伺ったのが九月の終わりでした。原告の一人朴頭理さんとも面識があり、平和教育と性教育の分野から日本軍性奴隷問題に取り組んで来たわたしも、四月二十七日の下関地裁の判決を聞いてから、何か行動を起こさなくてはと考えていたところでした。

広島高裁での裁判が迫っているというこ
とで、急遽福山の仲間と支える会の発足に
向けて活動を始めました。わずか二ヶ月間
の取り組みで、しかも同日には反戦・平和
のための諸行事も重なり、果たしてどれだ
けの人達が集まってくれるのかと心配して
いましたが、当日は会場に入りきれないほ
どの盛況で、最終的には一四〇人以上の参
加がありました。山本晴太弁護士さんのお

話は大変わかりやすく、参加者には裁判が
より身ぢかなものに感じられて来たと思
います。

日本軍性奴隷問題に取り組むようになっ
てハルモニたちとのつながりはもちろんの
こと、福山の仲間だけでなく全国や韓国
の方たちともネットワークを結べるようにな
り、それはわたしにとってかけがえのない
宝物になっています。

一九九一年、今は亡き金学順さんが自分
が生き証人だと名乗り出てから、わたしは
この問題は女性に対する究極の性暴力であ
ると考え、三年生の性教育の授業でとりあ
げるようになりました。はじめは新聞記事
や「慰安婦」問題の本から抜粋したものを
教材として使っていましたが、そのうち「こ
んな授業でいいのだろうか?」「被害者の
女性たちは日本人に対してどう思っている
のだろうか?」と思いはじめるようになり
ました。九三年の秋、韓国の運動団体の方
が広島に来られたとき、今までの授業の様
子やわたしの思いを伝え、ハルモニ（おば
あさん）たちに会わせていただけないと
お願いしました。生徒の感想文をハングル

に書き直したのを見ていただいて、こち
らの熱意を伝えたところ、やっとうOKの返
事をいただき、跳ぶような思いでソウルへ
飛び立ちました。

ソウル市西部の庭付きの一軒屋で、ハル
モニたちは共同生活をしていました。今は
亡き姜徳景さんが学生のころ無理やり覚え
させられた日本語で通訳してくれました。
「いい仕事があるとたまされて、この姉さ
んは台湾へ連れていかれたそうです。」と
紹介されたのが一番こわい顔をしていた朴
頭理ハルモニでした。以来、ハルモニたち
の家は何回かの引っ越しの後、現在の所に
落ち着いた訳ですが、その間さまさまな事
情でハルモニたちの顔触れは少しずつ入れ



1998年12月8日 (於福山)
関釜裁判を支える福山連絡会結成集会

替わって来ました。九四年当時からずっとおられるのは朴頭理さんで、わたしの中の彼女は「ビールが好きで、飲んだら歌の出るかわいのおばあちゃん。」というイメージです（それは今も変わりません）。はじめのインタビューのとき、ハルモニたちから「若いころ体を酷使されたので子宮を除去してしまい、子どもが産めなくなりました。」日本の教科書に自分たちのことをせひ載せて、事実を正しく伝えてほしい。」こんなふうに韓国と日本の人間が行ったり、来たりしながら真相究明をして、本当に仲良くなうて行つて欲しい。」など、一つ一つが胸にこたえる話をしてもらいました。

その後何度か韓国を訪れましたが、あるハルモニのアパートに泊っていたときに、「自分の誕生日は正月だが、毎年新年がくるたびに仲良く連れ立って歩く家族連れを見るほどつらいことはない。」と嘆かれたのには心がひどく痛みました。このような被害者たちをこれ以上苦しませないで、真相究明と名誉回復を行わせるよう国に対する働きかけをいっそう強めると同時に、私達自身が未来に向けて堂々と胸を張って

国際社会に立てるようにしていかななくてはなりません。

そんな思いを身近な仲間にとかが伝えたいと考えていた一昨年、「ハルモニの絵画展」全国巡回展が計画されている事を知り、さっそく福山でもいろいろな分野の人たちに呼びかけ、実行委員会を発足し、絵画展成功に向け活動を始めました。韓国の市民グループとの交流、作者のハルモニを招いての「証言を聞く会」全国の実行委員会の交流集会などを開催していきました。そのときのネットワークが、映画「ナムの家」上映運動や、今回の閔釜裁判の取り組みへとつながって来た訳です。

昨年八月にはこの実行委員会の中心メンバーが韓国の日本軍「慰安婦」歴史館開館式に参加し、ハルモニやスタッフたちとの交流を深めてきました。一二月には県内各地域から集まった二二名の就職関係者が韓国を訪れ、ハルモニたちと心温まるクリスマスを過ごして来ましたが、旅の終わりに参加者全員が閔釜裁判を支援する会に入してくれました。

以上のような経過のなかで福山連絡会が

活動を開始しました。現在、わたしたちは二月三日第一回裁判の傍聴参加と、その翌日原告たちを福山に招く交流集会の準備に取り組んでいます。できればハルモニたちの健康に留意しながら、朝鮮通信使節の地である瀬ノ浦にも案内したいと思っています。また、女子勤労挺身隊についての学習も精力的に取り組まなければなりません。

この運動は被害者たちにとっては人間としての尊厳を取り戻し、生きた証しを歴史に残す闘いであると思います。と同時にわたしたちにとっては、アジアの人達に対して過去の事実を真摯に反省し、自分たちの祖父や祖母、親たちがだまされて組込んでいかれた戦争への道を二度と歩まないための闘いでもあると思います。人と人がつながりあって、国家（体制）のために個人が犠牲とならない社会を築いていくことがわたしたちに求められているのだと思います。自分自身のため、次の世代のためにも人間として恥ずかしくない生き方をしたいものです。全国の仲間のみなさん、閔釜裁判を支え、福山連絡会をよろしく願います。

控訴審における争点

四月二七日の下関判決から十ヶ月後の二月二三日から、いよいよ広島控訴審が始まる。下関判決では日本の戦後補償裁判で初めて「一部容認」を勝ち取ったが、被告国側はこれを不服として五月八日に広島高裁に控訴した。敗訴した女子勤労挺身隊七人の側も追って控訴しました。双方の控訴理由書(準備書面)を分かりやすく要約しました。戦後補償裁判で唯一敗訴した国側は、法的に請求根拠がないとして、事実審理を否定して来た従来の態度をかなぐり捨てて、《被害者側の陳述は証拠能力に乏しい。日韓条約で誠実に戦後処理をしてきた。「アジア女性基金」(国民基金)で国全体として償いを行っている》等の踏み込んだ本音を述べてきています。こうした点についても学者証人を立てて、国の戦後処理政策、「慰安婦」問題の対応への不誠実さをあぶり出していく裁判になるでしょう。

こちら側は、一審判決で退けられた主たる請求根拠である「道義的国家た

るべき義務」について、憲法前文と九条から戦後補償の必要性を改めて鮮明に主張しています。なお双方の準備書面は、山本晴太弁護士の「下関判決と控訴審に臨むにあたって」の福山での講演録とともにパンフレットになります。(あやまれ そして つぐなえ！ IV) 定価五百円) ぜひご一読ください。

国側準備書面 (要約)

成瀬修二・花房俊雄

原判決(下関判決)が、元「慰安婦」原告への人権侵害に対する救済立法を怠った国会議員の不法行為(立法不作為)にたいして国家賠償法を適用したことに異議を申し立てて国は控訴した。その理由として

！立法不作為による国家賠償法の適用は認められない

！例外的に適用されうるといふ説を仮に立て得たとしても、原判決の元「慰安婦」原告への適用は説得性をもたない

として原判決の破棄を申し立ててい

る。
以上に沿って準備書面を分かりやすく要約すると

！憲法四一条は「国会は、国権の最高機関であつて、国の唯一の立法機関である」とし、立法に関する広範な裁量権を認めている。例外的に憲法八一条で「最高裁判所は、一切の法律・・・が憲法に適合するかしないかを決定する権限を有する終審裁判所である。」として立法への介入を認めているが、違憲判断は国会議員が憲法の文言にだれの目から見ても違反している法律を作るような例外的場合にのみなされる。立法不作為に関して憲法八一条は触れていない。原判決の立法不作為に基づき国家賠償法を適用することは、国会に個別の立法を強要することになり、三権分立の原則、憲法四一条の「国の唯一の立法機関」の地位を否定する事になる。

国会議員は立法活動にたいして国民の多様な意見、憲法解釈を代表し、自由な討論をへて多数決で決定し、法的責任を問われることはなく、その評価は国民の自由な言論、選挙で政治的に

なされるのが議會制民主主義である。たとえ司法による違憲判断が出て、国会議員の立法過程での意見の表明、採決等の立法活動は議會制民主主義のつとつたものであり、国家賠償法上違法とされるものではない。

以上は昭和六〇年の最高裁判例で確定したものであり、その後の判決はこの判例に基づいてなされて来た。原判決は確立した判例に違反している。

！原判決は、「慰安婦」制度は重大な人権侵害であり法益侵害であるから、より以上の被害の増大をもたらさないようにする損害回復措置を国は取るべきであったという。しかしいかなる不法行為（法益の侵害）があつたのか実定法に即して言及していない。国際法の「婦人及び児童の売買禁止に関する国際条約や強制労働条約に違反している恐れがある」とは触れているが、明確に違反していると認定している訳ではない。さらに事実認定として「甘言、強圧等により本人の意思に反して慰安所に連行し」たのが、軍人や警察などの国の公務員であると認定されている訳でもない。国が「政策的制度的に旧軍

人との性交を強要した」とする根拠も示されていない。事実認定の唯一の証拠とされる「慰安婦」原告の供述も、「明瞭かつ詳細な事実の確定がほとんど不可能な証拠状態にある」と裁判官が認めているところである。以上から事実認定が証拠に基づかない誤った認定である。さらに戦後できた国家賠償法は制定以前の行為を取り扱わないとしているし、戦前の明治憲法下での国の不法行為は、国家無答責で損害賠償の対象にはならない。

次に原判決は、日本国憲法制定後、政府が被害者救済措置を取らなかつたことが、被害を継続し、苦しみを倍加している新たな人権侵害であると認定している。しかし国は何もしなかつた訳ではない。日韓条約で戦後処理問題に誠実に対処し、法的に決着済みである。平成七年には「アジア女性基金」で元「慰安婦」への国民的償い事業を発足し、政府は全面的に協力している。こうした政府の外交的成果、あるいは「慰安婦」問題に関する国全体の取り組みをなら検討する事なく、度外視しているのはあまりに短絡的である。

河野官房長官談話を契機に国会議員に立法義務が発生するという論理も、理解しがたい。三権分立の原則から、行政府の談話から、国会に立法義務が生じることはあり得ない。立法するか否かは立法府の自由裁量である。

以上から原判決は、自ら独自に措定した立法不作為に関する違法判断の枠組みにおいてすら、論理破綻している。結論として原判決の取り消し、元「慰安婦」原告の請求棄却を求める。

女子勤労挺身隊七名の

準備書面（要約）

六田俊一

控訴審での争点は（一）道義的国家たるべき義務による責任、（二）損失補償責任、（三）立法不作為による国家賠償責任、（四）挺身隊契約の不履行による損害賠償責任、（五）不法行為による国家賠償責任、（六）公式謝罪の必要性、である。第一次準備書面ではこのうち（一）（二）（四）について論じられているが、ここでは原告側の主たる請

求根拠である(一)についてのみ解説する。

日本国憲法は、ポツダム宣言に基づき、侵略戦争と植民地支配の反省の上に立脚している。そして憲法九条において、戦争放棄と戦力の不保持という不作為(何をせよ)を命じ、更に憲法前文二項において、近隣諸国民との信頼関係の構築たる平和の維持という作為(何をせよ)を命じた。「道義的国家たるべき義務」とは、憲法九条及び憲法前文二項において命じている不作為及び作為の義務のことである。

憲法前文二項において、自国の安全を「平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼」し維持すると宣言しているが、この「平和を愛する諸国民」と信頼関係を構築するために、植民地支配と侵略戦争の被害に対する謝罪と賠償をすることを(道義的国家たるべき義務による作為)、ここでははっきりと命じているのである。したがって、下関判決で、謝罪と賠償について日本国憲法は立法義務を課しているとは言えない、と判断したのは誤りである。

また、下関判決では、戦争被害に対する外国人への賠償は日本国憲法では

なく国際条約によるべきである、との見解を示したが、これも明らかに誤りである。なぜなら、日本国憲法が制定された当時(一九四六年)、原告らは日本国籍を有していたものであり、(一九五一年のサンフランシスコ条約で喪失)、大韓民国も未成立であったのであり、原告らへの賠償が「国家関係条約によつてなされる」とする下関判決は理に反しているからである。

憲法前文二項において、更に「われわれは全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免れ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する」と宣言して、平和的生存権も規定している。この宣言は、普通、抽象的な理念であると解釈されているが、そうではない。「全世界の国民」とは日本の国家権力

となんらかの関わりをもつ人々のこと

であり、「恐怖」とは日本の侵略戦争や植民地支配の恐怖であり、「欠乏」とは侵略戦争や植民地支配による被害による欠乏であり、日本の近隣諸国の人々が、そのような「恐怖」や「欠乏」に苦しめられずに、安んじて暮らしていくことができるという、具体的権利を明記しているのである。この具体的な

権利である平和的生存権は、憲法が侵略戦争と植民地支配の被害者に対する

謝罪と賠償を命じている、道義的国家たるべき義務の、ちょうど反面をなしているのである。(権利に対する義務の關係)したがって、下関判決において、道義的国家たるべき義務と平和的生存権の關係が不明瞭であるとした見解は、誤りである。

以上のように、第一次準備書面において、下関判決において原告側の主張を退けた見解の一つ一つに、明確な反論をおこなっている。学者証言や原告本人の意見陳述を交えた、今後の原告と被告の論戦が楽しみである。

あやまれ そしてつぐなえ PARTIV

関釜裁判 控訴審

控訴理由書

(双方の第一準備書面)

山本弁護士の講演録収録

定価 500円(送料210円)

はがきか、FAXで申し込みください。

申し込み先は最終ページをご覧ください

光州千人訴訟判決におもむ

李金珠

(太平洋戦争犠牲者光州遺族
会会長。同遺族会会員であり、
関釜裁判原告の李順徳さん・
梁錦徳さんのつき添いで、な
んども下関に足を運ばれてい
る。植民地下で憶えさせられ
た日本語で文章を寄せていた
できました。)

先ず過去の歴史を通じて自国の過ちを認める日本の良識の方々から深い感銘を受けまして真心から感謝致します。

私は韓国光州在住で光州千人訴訟の代表李金珠と申します。一九九二年提訴しましたもう七年になりました。

世界恒久平和・守ろう人権・なくそう差別を唱える日本国ですので正しい判断があると思いい日一日と希望をもつて待っていた七年間は我々にとつては七十年の如く遠く長い歲月でした。忘られない九八年一月二日一日不当な判決を裁判所で聞く瞬間日本は未だ韓

国人を侮ることに對して憤慨が沸き立ちコブシを握りしめました。

心の痛みとむなしさに没頭した私は帰国時上野駅と成田空港で道を忘れ同行の三人は日本語が全くわからなく私に頼るだけで本当に死境をさまよいました。帰国後は一人静かに裁判所の判決を読んで見たところもう一層全身がふるえ、くやしくてくやしくてたちまち日本に行つて切腹死をやりたい気持ちでした。

おちついて判決文に對し強く反発します。日本国が朝鮮を独立させたのではありません。対日民間請求三億ドルは、日本政府が発行した国債や郵便預金などで国家間の経済協力であつて韓国国民に對するすべての請求補償ではありません。当時金鐘必氏と大平氏の密談を主張するけど韓国では絶対認めない完全破棄です。

日本は朝鮮と朝鮮人に

なにをしたのか

一九〇五年乙巳保護条約という美名で朝鮮人の財政権や外交権を奪い一九一〇年に韓日併合として朝鮮人の国家

を抹殺し朝鮮を日本の一部としてしまふに次には朝鮮人を自国民としてだが一段劣るものとして長年間抑圧を加え不法行為・殺害・剥奪・搾取・蛮行で精神的・物質的・肉体的奴隷扱いしどれほどいじめ苦しめたのか？日本人は人道に對する罪は忘れてはなりません。

当時日本人の権利はいうまでもなく何もかも皆勝手、我がままであつて不可能だったのはたつた一つです。何かというと女を男にすることだけでした。危なかつた第二次戦争には人狩りで動員された百万人以上の朝鮮人を犬のように連行し民族差別の中で充分な食事も与えられず牛馬の如く重労働や服務中命が奉獻され殴打され病氣になり障害者になり戦争武器のように使用され敗戦後にはもはや日本人でないとゴミのように捨てたのが日本国です。太平洋戦争は日本の侵略戦争であり日本の戦争です。間違いないでしょう。これでいいでしょうか。

「殺害だけ書いてみます。」(この他にもたくさんあります。)

- ◎ 三・一運動で七〇〇人以上殺害。
- ◎ 堤岩里教会で焼死された二九人の青壮年。
- ◎ 関東大震災で六〇〇人以上が日本の軍官民の手によって殺害され侵略に反対したと一四〇〇人以上が殺害され
- ◎ 戦死された軍人軍属が日本の公式記録でも二三〇〇人以上
- ◎ 日本の炭坑や鉱山で死者が二〇〇〇人以上
- ◎ 浮島丸爆沈で確認された死者五二四人
- ◎ BC級戦犯として処刑が二三人
- ◎ 生死不明が一五〇〇〇人です。

日本国と日本人に訴えます。
日本は地理的にも歴史的にも深いつながりがある朝鮮人をそれほど苛酷にして置いて今には其の罪に対して負うべき責任と義務を免れようと巧妙に作り出す口実は先進国日本の国家名誉上恥ずべきなのです。此の責任を放棄することは日本国自体が隣人と世界に対する信を欠くことであり日本にとつても正常なことではない自らを卑しくす

ることなのです。

歴史は消すことも、忘れることもなくすことも出来ません。忘られない九八年一月二二日の判決文は加害国日本は未だ昔の権利主義立場で当然のことだと判断し韓国人の被害者はまるで罪人の如く書いています。撤回しなさい。同じ戦争で同じく犠牲になった日本人には十分な補償を、与えながら民族差別で朝鮮人には請求妥当性がないとか救済機関でもないわが国の裁判所に対し原告らに国際法適用を求めて出訴することが認められないという弁論はひとりごとで先進国日本らしく思えません。

我々は救済を求めたものではありません。被害者が加害国に被害損害請求するのは法政にも人道上にもあたり前だし加害国では人道上良心上法政義務があり責任です。法は良心です。胸の痛みと悲しみと悔しみをこらえながら最後まで日本の良心を待っています。

此の文を書くにはなぜか手がふるえやうやく書きました。かきたいことはたくさんあるし日本語で充分に表現は

出来ないし千二百字では言葉がならな
いし、私の心情はなんにたとえようが
ありません。
でもこの機会を戴いて感謝します。

一九九九年一月一八日



1994年9月4日 民間募金反対のデモ (於 福岡)
前列右側 李金珠さん 中央 李順徳さん

日本軍性奴隷制を裁く

「女性国際戦犯法廷をどう

開くか」に参加して

石井美登里

一九九八年十二月十二日(土)、東京の早稲田大学国際会議場で『V A W W | N E T Japan』主催による国際シンポジウムが開かれました。『V A W W | N E T Japan』とは、「戦時(紛争)下における女性への暴力」を許さないということを主題とした女性の国際的ネットワークの日本の組織(代表 松井やより)のことを意味します。

今回の国際シンポジウムのテーマは西暦二〇〇〇年の十二月に開く「女性国際法廷」の意義の再確認と進捗状況及びアジアの被害各国の現状報告が主なものでした。開会のあいさつの後、まず『慰安婦』問題の九年、被害国からの報告」がありました。報告をした国は韓国、中国、台湾、インドネシア

の四ヶ国、朝鮮民主主義人民共和国、フィリピン(出席予定のインダイ・サホールさんは、タイで開かれた人権サミットに出席中でその日程の関係で参加できなくなったとのことでした)の二ヶ国はメッセージが読まれました。韓国では国際法廷成功に向けての準備委員会が作られ作業が進んでいるそうです。台湾では日本の弁護士と共に日本政府に賠償請求の準備中、中国でも「慰安婦」生存者に対する本格的調査の計画が一九九九年中に行われる予定です。

各国の報告の後、オーストラリアの国際法学者ウスティナ・ドルコポルさんの「女性国際戦犯法廷—わたしの提案」という基調講演がありました。ドルコポルさんはこの法廷を開く主要目的を次の様に言っています。「国際法は女性の権利の侵害に注意を払う様になつてきた」がそれは『慰安婦』たちの決意なしにはあり得なかつた」ことであり「彼女たちのすべてに心から感謝したい」だからこそ「国際戦犯法廷を開くことにより、女性たちが家庭領域でも国際的領域でも根本的な変化を

引き起こす力のある行為者—つまり歴史を書き直すことができ、その意思を社会に反映させることができる力をもつということである」と。また「この法廷は現実的な法規制がなく効力を発せないのでないかと心配する必要はない。なぜなら、N G O の行うこの様な法廷は世界中に証拠を提示することで国際世論を大きく喚起し、国連を動かす、国連が国、政府に圧力をかけるという大きな効果を生み出すものである。過去にベトナム戦争時にN G O の手による『ラッセル法廷』というものが開かれ、効果を生んだ実績がある」とも話され、大変勇気づけられました。

その後、少しの休憩の後、『V A W W | N E T Japan』調査チームからの現在の進み具合の報告がありました。報告者の内海愛子さんの話だと、この半年間、東京裁判の膨大な裁判資料をジェンダーの視点で読み直し、問題点を抽出する作業を根気よくやっているといるということで、その一部が参加者に配布されました。学生たちも作業に加わっており、「若い人の参加」という点で二一世紀へつなぐ意味で心強い思

いがしました。

次に「加害国の女性として」というテーマで日本側から西野瑠美子さん、鈴木裕子さん、中下裕子さんが各々「責任者処罰」「裁くことの必要性」「マクドゥーガル報告書」について話をされました。日本の女性たち「まだまだ一部ではありませんが」の決意も伝わっていったのではないかと思います。

締めくくりは、尹貞玉さん、松井やよりさんが各々の立場で「女性国際戦犯法廷に向けて」というテーマで話をされました。

尹さんは、「軍隊に連れて行かれた人たちがばかりを対象にしてはいけない、軍需工場で働かされた女性もいる。炭鉱の周辺で『慰安婦』にされた女性もいる。その様な女性すべてを視野に入れて調査をすべき」「当時の朝鮮での協力者（面長、面書記等）も含めての戦争責任を考える」「最も尊重されるべきは当事者の証言」といったとても大切な指摘をされました。

松井さんは今日の集会の報告や提案を総括し、改めてこの法廷のもつ意味について「私たちの生き方の根本にか

かるテーマ」であると主張し、内容について・女性が主体、・国際的ネットワークで実施、・草の根の運動を展開、・あくまで被害者の視点にたつ、・責任者処罰を追求することを説明、再提案しました。

私は今年一月に筑豊の炭鉱地域における「産業慰安婦（芝氏用語）」の実態についての調査を開始しました。以前からこの問題に関心のあった友人たちに呼びかけたところ計五名でスタートすることができました。私たちの調査が二一世紀に残す資料の役にたてばと思っております。情報、手がかりをお持ちの方がいたらぜひご連絡をお願いします。

また、飯塚市議会が全会一致で「戦争被害者調査会法」を作る国への陳情を採択したことも最近の嬉しいニュースです。市議会事務局から連絡が入ったとき、伝える担当の方の声も嬉しうでした。鋭い質問を陳情の主旨説明の時にぶつけてきてた議長も採択後、偶然お会いしたのですが、よく覚えて下さって「ご苦労さまでした」と言っておりました。筑豊はすてきな

ところですよ！。単純な私は嬉しいとすぐ、そう思ってしまうます。また、明日から頑張ろう！。

1/23 朝日（夕）

慰安婦訴訟の弁護団

合同で補償立法運動

元従軍慰安婦への国家補償を求めて個別に裁判を続けてきた六つの弁護団が二十二日、裁判と並行して補償立法運動を進めるための「弁護団協議会」（代表・藍谷邦雄弁護士）を結成した。請求自体は退けられながらも、被害者の不利益に理解を示して立法の不備を指摘する判決が相次ぐ中、「国家の謝罪」と「個人へ

の補償」という「被害者が納得する最終的解決としての立法をめざす」（藍谷弁護士）という。戦後補償問題を考える弁護士連絡協議会（弁連協）によると、元慰安婦らを原告とする国家補償請求訴訟は、近日中に提訴予定のものも含めて八件ある。そのうちフィリピン、オランダ、中国、台湾などの元慰安婦の弁護団六団体が同日までに参加を表明。在日慰安婦弁護団の藍谷弁護士を暫定代表に選んだ。

演劇「再会」を観た感想

三輪淳一

被害者の怒りや無念や悔しさが僕の心に素直に流れ込んでくるようになってしたのは、実は演劇「再会」鑑賞後のことだ。広島に行つて、「三菱広島元徴用工被爆者裁判」の被害者の最終意見陳述を聴いていて、被害者の無念と悔しさが、僕なりに心に素直に入つてきた。急にそうなつたから、今のところ理由は上手にまだ説明できない。ただ、法廷や証言集会の証言を、これまでに誠実に聴いてきたのが、理由の一つにあると感ずる。そうして、中国残留婦人の無念や悔しさを語つた「治」(ハル)の言葉も、今になつてもつと素直に心に入つてくる。

思いを伝えようという横井さんの強烈な気迫が、「治」の演技を通じて僕には伝わる。中国残留婦人の背景や思いに彼女自身が肉迫していないと、到底できない。物語上の人間関係の設定以上、横井さんの人柄からくる演技が、周りの役を何よりも引き立てるのだと

思う。横井さんの「治」を周りが引き立てているのでなく、横井さんの「治」が周りを引き立てて、なおかつ主役になつていると感じた。

ただ、演劇全体としては、「治」と「新三」(シンゾウ)と「友好」(トモハル)のやりとりで展開しても、中国残留婦人と戦争責任の物語としての焦点は、ずれないと思う。「多鶴」(タヅル)くらしいの歳の僕は、食べ物や釣りや漫画や恋に興味と時間の大半が向けられていたから、彼女への共感はずいぶん遠い。正直言つて、その時期の僕では、あまり彼女とは仲良くなれなかつたかもしれない。そして今僕は、「友好」に感情移入できる。

「友好」は、過去の事実を知らなければ、今のままで生活ができたかもしれない。自らも歴史の当事者であることの葛藤や戸惑いも、味わわないで済んだ。また、過去の歴史の事実を、単なる知識程度や他人事で分かつているだけなら、今の生活は変えずに済んだかもしれない。でも、現に実際に「治」に出会つた。しかも、彼女は、自分の身内だ。この現実に対する心の準備も

自覚も覚悟も、できていない。自分の生まれる前の時代のことには、どう責任を取つていいのかも分からない。なのに、どうすればいいのか。目の前に居るその当事者と、どう関わるのか。自分も逃れようも無く当事者になるという漠然とした不安を、それぞれに登場人物皆が抱え悩み、ぶつかりあう。でも、戦争を体験したわけではなく、「一家の大黒柱」としての価値観を背負つて苦勞して生活を築いている「友好」の立場が、一番せつぱつまつていると僕は思う。それだけに、「治」との直接の出会いを通して、過去の言えない秘密を背負つた「新三」と出会い、動揺し怒り感動し、歴史との関わりを「地に足をつけて」考えていく「友好」の様子が感動的だ。

演劇に限らず、世代の違う客が集まる中で、一つのものを提供し受け入れられるのは、相当に難しい。人の化する過程の葛藤や、誠意をもって人とぶつかりあつていく様子を丁寧に追ふことが、観る側に感動を与えると僕は思う。だから個人的には、「友好」の変化を、もっと彼の人柄によつたものに

〈会員の方の声〉 指込用紙より

みなさまの粘り強い取り組みが、世論を動かして、一歩前進の
判決を得たのは、思いが、ハルニエら109名がい
いやされることはないかもしれませんが、少しはうめられ
たとと厚くお礼申し上げます。高裁への道は険しですが、そこ
にハルニエがい、しるべき。このことを覚えておいてほしいです。

福岡市 Tさんより

また何かは支援活動・基金ができませんか。過去の
国家責任補償が行われ、今の不穏な動きを阻止する
ために必要不可欠な関係だと思っております。

大野城市 Tさんより

丁寧につきつめて描いてほしい。ただ、
戦争責任の何をどう異なる世代が理解
していくのかという難しさが、「再会」
の物語のまとめの難しさに反映されて
いるのではないかと感じる。

読んでみませんか・

「シンポジウム

ナシヨナリズムと『慰安婦』問題」

日本の戦争責任資料センター編

青木書店

知的刺激にみちた本だ。この本は1
997年9月28日におこなわれたシ
ンポジウムの記録と論争後寄稿された
論文から成る。「慰安婦」問題をめぐ
って続けられてきた論争を上野千鶴子氏
の「挑発」に応える形で吉見義明氏・
高橋哲哉氏・徐京植氏・金富子氏・西
野留美子氏が論点を深め整理する。
「責任と主体」「記憶の継承」「フェミ
ニズムはナシヨナリズムを超えられる
か」を軸に重層的な課題を夫々の立場
にこだわりながら明確にしている。
ナシヨナリズムと「慰安婦問題」
をめぐってはなんびとも人間性・思想
性・論理性・当事者性が問われている
とつくづく思う。そしてとりわけ自ら
の立場を深く考えさせられる。この本
は「慰安婦」問題をめぐってこの間続
けられてきた論争の整理を助けてくれ
る。

花房恵美子

月太 かつがやく (23)

編集作業にたのまわった
みなさん、い、本当に
おつかれさまです。
お休み返上でしたわ。
パソコン作業、2不慣れ
だと大変だったけども、
面白いです。
みんなが使えるように
早くしたい。
傍聴 いきましょ〜。三輪

関釜裁判を支援する会は現在会員数360名。
(そのうち40名は広島福山の連絡会の呼びかけに
応えてくださったかたがたです。) ニュースのみ
購読者・ニュース贈呈者をふくめて600通のニ
ュースを発送しています。
広島で裁判を支援する運動がひろがっていること
をこころづよくおもいます
会計報告は次号にておこないます。

福岡から広島までの交通手段のご案内。

福岡からは、新幹線と車と二手の交通手段に別れて広島に行きます。
新幹線で行く場合。

(原告たちと一緒に。費用1万5千円。)

9時37分博多発 11時6分広島着の「ひかり108号」

9時に博多駅新幹線改札口に集合してください。

車で行く場合。

8時30分に九州キリスト教会館に集合してください。

(2月15日までに。)

広島高等裁判所の電話番号は、082-221-2411

「心的外傷と回復」第4回学習会

今回は最後となります。内容は、
「想起と服喪追悼」「再結合」「共世界」です

日時：3月22日(月)午後5時から。

場所：九州キリスト教会館2階にて。

是非ご参加ください。

金順吉裁判控訴審第2回口頭弁論

日時：3月25日(金)午後2時から。

場所：福岡高裁にて。

福岡からの多数の傍聴をお願いします。

関釜裁判ニュース26号

1999年1月31日発行

編集作業人 三輪淳一 小崎太一
左京拓子 左京剛志
花房俊雄 花房恵美子

発行

戦後責任を問う関釜裁判を支援する会
代表 松岡澄子 入江清弘

会費 年間 3000円

郵便振替 01740-0-47678

口座名 関釜裁判を支援する会

関釜裁判を支援する会・活動日誌(25)

1998年

- 10月18日 日本キリスト教団京都教区集会で「関釜判決と今後」と題して講演(松岡)
- 25日 第1回ジュデス・L・ハーマン著「心的外傷と回復」の学習会
- 11月3日 映画「在日」上映会。570人参加
- 17日 第68回定例会
- 23日 第2回「心的外傷と回復」の学習会
- 26日 演劇「再会」上演。500人参加
- 12月1日 「関釜裁判を支援する広島連絡会」主催の学習会、山本弁護士を招いて「下関判決と控訴審での展開」について。
- 8日 「関釜裁判を支援する福山連絡会」主催の学習会、山本弁護士を招いて。140名参加(その場で多数入会)
- 12日 VAWW-NET主催の国際集会、「日本軍性奴隷制を裁く2000年国際法廷をどう開くか」(於 東京)(松岡、石井 参加)

- 15日 第69回定例会
 - 21日 不二越裁判控訴審判決(名古屋高裁金沢支部)請求棄却
光州千人訴訟判決(東京地裁)請求棄却
 - 22日 飯塚市議会「調査会設置を政府に求める意見書」を全会一致で採択
 - 24日 三菱広島重工元徴用工被爆者裁判結審(於 広島)で、関釜裁判支援への呼びかけ(三輪)
 - 25日 金順吉裁判控訴審、第1回口頭弁論(福岡高裁)
 - 28日 支援する会、忘年会
- 1999年
- 1月15日 第3回「心的外傷と回復」の学習会
 - 19日 第70回定例会
 - 24日 ニュース26号編集作業
 - 31日 ニュース26号発送作業